

電安炉技第11号  
平成28年8月16日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂

島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成25年12月25日に島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請1」という。）し、また、平成28年7月4日に発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既申請2」という。）を重複申請しておりますが、この度、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請1及び2と後申請が重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、その他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件1（2号炉）】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成25年12月25日（電安炉技第14号）
3. 変更の理由：  
改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【既申請案件2（2号炉）】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成28年7月4日（電安炉技第9号）
3. 変更の理由：  
改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の施行に伴い、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに体制の整備等を追加する。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件（1号，2号及び3号炉）】

1. 申請書名：島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（1号，2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）
2. 申請日：平成28年8月16日（電安炉技第10号）
3. 変更の理由：  
「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上